

日本地域学会 学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程は日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第21条に基づき、会則第20条第6号に定める学会賞選考委員会（以下、委員会）の活動および運営等に必要な事項について定める。

（会員の表彰）

第2条 本学会は、会則第4条第5号に基づき、本学会会員（以下、会員）による優れた研究業績、または本学会の発展に貢献した会員を表彰する。

第二章 学会賞

（内容）

第3条 前条の目的を達成するため、本学会学会賞（以下、学会賞）として奨励賞、論文賞および功績賞をおく。

（奨励賞）

第4条 奨励賞は、将来への発展の可能性を十分に有すると判断できる地域科学に関する萌芽的論文を表彰する。

2 奨励賞は、原則として毎年1件授賞する。

（論文賞）

第5条 論文賞は、地域科学の発展に著しく寄与した優れた研究実績に基づき、その意義や貢献が多大であると判断できる研究論文を表彰する。

2 研究実績の評価は、研究論文が明らかにした知見を重視することは当然であるが、その知見創造の基礎となる地域科学上の新しいコンセプト、優れた分析上の方法論、データベース、計測方法、システムの開発や改善、新しい調査方法など、幅広い学術的成果にも適切に配慮して行うものとする。

3 論文賞は、原則として毎年1件授賞する。

（功績賞）

第6条 功績賞は、会員であって、地域科学の進歩および本学会の運営に顕著な貢献をなしたと認められたものに授与する。

2 功績賞は、原則として毎年1件授賞する。

第三章 学会賞授賞の要件

（主たる研究業績）

第7条 奨励賞または論文賞の対象となる研究業績は、過去2年間（暦年）に発表されたものであり、その主たるものが本学会関連誌『地域学研究(Studies in Regional Science)』または『Papers in Regional Science』に掲載された論文でなければならない。

2 前項に規定する主たる研究業績と同一の課題につき過去2年間以前においても論文が発

表されている場合には、その主たる研究業績に該当する論文にこの過去における発表論文を加えて総合題目とし、奨励賞または論文賞の対象とすることができる。

3 奨励賞の対象となる論文は、原則として37才未満の研究者である個人またはそれらからなる集団が発表したものでなければならない。

(功績賞受賞者の著作)

第8条 功績賞受賞者には、過去20年間に少なくとも3編以上の論文または著書等の著作がなければならない。

第四章 受賞者の資格

(個人受賞の資格)

第9条 学会賞受賞者(以下、受賞者)は、個人が受賞する場合には、正会員に限る。

(集団受賞者の資格)

第10条 受賞者は、集団が受賞する場合には、その過半数が正会員の場合に限られる。

(重複受賞の禁止)

第11条 過去に学会賞を受賞した個人または同一の集団は、同一の賞を受賞することは出来ない。

第五章 学会賞授賞選考および表彰

(委員会委員長および同委員の任命)

第12条 委員会委員長(以下、委員長)および同委員(以下、選考委員)の任命は、理事会の推薦に基づき、本学会会長(以下、会長)が行う。

(学会賞授賞選考候補者の公募および推薦の方法)

第13条 委員会は、本学会ニューズレター等で学会賞授賞選考候補者(以下、候補者)の公募を行わなければならない。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、会長、本学会副会長、同理事、選考委員または委員会の指名するものが推薦したものを候補者とすることができる。

(学会賞授賞選考)

第14条 委員会は、候補者のなかから学会賞授賞者(以下、授賞者)を選考する。

2 委員長は、前項の授賞者選考結果を本学会理事会(以下、理事会)に報告し、その承認を得なければならない。

3 本条第1項の選考に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(受賞者の決定)

第15条 受賞者は、理事会が第14条第2項に定める委員長の報告を承認したときに決定する。

2 この決定の後、授賞に特別の支障があると判明したときには、委員長は会長の承認を得て、この決定を無効とすることができる。

(受賞者の表彰)

第16条 受賞者には、総会において賞状が授与され、副賞が贈呈される。

2 副賞の選定は、委員会が行う。

(予算)

第17条 本学会に学会賞授与のための特別会計を開設する。

2 本学会の総務担当常任理事は、前項に規定する特別会計の予算案（以下、予算案）を作成して理事会に報告し、その承認を得なければならない。

3 予算案の収入は、本学会一般会計経常経費または本学会への寄付金等から引き当てる計上する。

第六章 雑則

(改正)

第18条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則（平成3年10月26日制定）

第1条（略）（授賞の開始:平成3年度）

第2条（略）（平成3年度授賞の特例措置）

第3条（略）（平成3年度授賞の特例措置）

附則（平成10年4月19日改定）

(学会賞に関する規程の改定に関する規程の施行日)

第1条 この規程は、制定の日から施行する。

(学会賞に関する規程の改定に関する規程の制定に伴う経過措置)

第2条 本則第7条第3項の規定にかかわらず、平成10年度（第7回）および平成11年度（第8回）の学会賞授賞選考に限り、奨励賞の対象となる論文に43才未満程度の研究者である個人またはそれらからなる集団が発表したものを含めることができる。